



文部科学省

資料1

学校教育法の改正に伴う主な制度改正事項 について（専修学校関係）（案）

令和7年 6月

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準等の改正事項（案）

【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科及び大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程をしていることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入資格が付与）の基準として、課程の終了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）。
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、入学資格を短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の規定を設けるとともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

○専修学校設置基準

- ・専門課程ににおける修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】（予定）

改正省令を7月下旬に公布し、令和8年4月1日に施行。

参考：学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
 - ※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
 - ※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「**単位数**」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
 - ※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
 - ※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

専門課程に関する規定の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

修了認定について

従来の授業時数で設定、単位に換算可という制度から、**31単位×修業年限**以上の単位で設定する制度に改正。学年制とすることは引き続き可能。

※現行で授業時数で設定している場合及び30単位で設定している場合は、年間31単位以上に組み替える必要があるが、原則として教育課程の変更を求めるものではない。

※施行日前の入学者については、従前の規定が適用される。

自己点検評価及び外部評価について

改正学校教育法で、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、外部の識見を有する者による評価の努力義務化がされたことにより、その適切な実施と体制の確保について規定。

教職員の研修について

改正学校教育法により、専門課程を置く専修学校（専門学校）の高等教育機関としての位置付けが明確化されたことから、高等教育機関としての教育の質の確保を図るため、専門課程を置く専修学校には、大学と同じ研修に係る規定を整備（**教員及び職員向けの学校の教育活動等の運営に係る研修や、授業の内容・方法を改善するための研修・研究**）。

特定専門課程に関する規定の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

特定専門課程は、修了者が大学編入学資格を得られる専門課程に新たな呼称を定義づけたものであることから、特定専門課程の基準については改正前と同様とする。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（現行）

第一百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

（改正後）

第一百三十二条 専修学校の**特定専門課程を修了した者**は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第一百八十六条 学校教育法第一百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 **修業年限が二年以上**であること。
- 二 **課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上**であること。ただし、第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

1（略）

別に定める授業時単位数は、平成10年文部省告示第125号において、1700時間又は**62単位以上**であることが定められている。こと数又はから、本条についても単位数による基準に統一することとする。

**特定専門課程の基準は、修業年限2年以上、通算62単位以上の修了
= 2年以上の昼間学科の基準と同様のため、当該学科はすべて特定専門課程
となる（夜間学科、通信制の学科も基準を満たせば特定専門課程となる）**

専門士に関する改正の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

（改正後）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。
第三十一条の二
専修学校の**特定専門課程を修了した者は**、文部科学大臣の定めるところにより、**専門士と称することができる**。

特定専門課程を修了した者は、専門士と称することが可能

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）
第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。
一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
二 部科及び課程の組織に関する事項
三 **教育課程及び授業日時数に関する事項**
四 **学習の評価及び課程修了の認定に関する事項**
五 収容定員及び職員組織に関する事項
六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
七・八 （略）

学則に、特定専門課程である旨及び修了により専門士と称することができる旨の記載が必要となることから、特定専門課程となる専門学校は、施行日までに学則の変更が必要となる。なお、従前にあった専門士の課程認定制度は廃止する（施行日前の入学者については、旧認定制度が適用）。

高度専門士に関する改正の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

現行制度では、高度専門士の称号を付与することができる課程と大学院入学資格を付与することができる課程は別々の文部科学大臣認定（指定）制度として運用され、認定（指定）を受けている学科も同一ではない。

そのため、今般の改正において、施行規則第155条第1項第5号に基づき**大学院に入学することができる専門課程又は専攻科の修了者が称することができる称号として高度専門士を位置づける**

（改正後）学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）
第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。
（略）
五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
第百八十六条の三 第百五十五条第一項第五号の規定による文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができる。

学則に高度専門士と称することができる旨の記載が必要となることから、新たに指定を要する学科については、施行日まで学則の変更が必要となる。

また、高度専門士の課程認定制度は廃止されるため、当該認定のみを受けている課程については、引き続き称号を付与したい場合は、大学院入学資格の指定を受ける必要がある（施行日前の入学者については、旧認定制度が適用）。

専門士・高度専門士に関する主な制度改革事項（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	2年以上
修了認定	総授業時数が1,700時間（62単位）以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



改正後（特定専門課程の基準）
2年以上
総単位数が62単位以上
試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ **専門士の課程認定制度は廃止。特定専門課程を修了した者は称することが可能となる。**

高度専門士

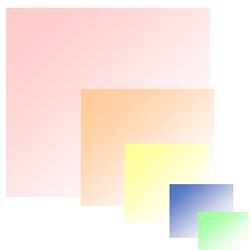
	改正前（認定制度）
修業年限	4年以上
修了認定	総授業時数が3,400時間（124単位）以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。



改正後（大学院入学資格の基準）
4年以上
総単位数が124単位以上
体系的に教育課程が編成されていること
試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

⇒ **高度専門士の課程認定制度は廃止。**
⇒ **大学院入学資格を得られる専攻科（適格専攻科）の修了者についても称することが可能となる。**

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用される。



3. 専攻科及び適格専攻科 について

専攻科及び適格専攻科に関する制度改正事項について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

学校教育法一部改正法により、**特定専門課程を置く専修学校**には、**修業年限を1年以上とする専攻科（※）を設置することができる**こととなった。

（※）専攻科とは……

- 目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること
- 入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- 要件：特定専門課程を置く専修学校に設置することができる。

○専攻科の設置について

⇒高等学校の専攻科における教育課程は、法令上は学教法第58条第2項の目的と修業年限一年以上であることのほか**特段制限はなく、各学校の設置者が設置目的に従って自由に編成が可能であること等を踏まえ、所轄の都道府県への届出事項として新設する。**

（参考）■学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（法第百三十一条の政令で定める場合）

第24条の3 法第百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

（参考）■学校教育法（昭和22年法律第26号）

第131条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、**市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。**

○修了者に大学院入学資格を認める専攻科（適格専攻科）に係る一定の要件

⇒現行において大学院入学資格が認められる**専修学校専門課程に係る要件を基に以下のとおり基準を定める。**

- ①特定専門課程と通算して修業年限が4年以上であること
- ②特定専門課程と通算して全課程の終了に必要な総単位数が124単位以上であること
- ③特定専門課程と体系的な教育課程を編成していること

※これに伴い、大学院入学資格が認められる専修学校専門課程に係る要件についても同様の見直しを行う。

修了者に大学院入学資格の付与が認められる
専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。
- ※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める
専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるものを対象とすることを検討。

(例)

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

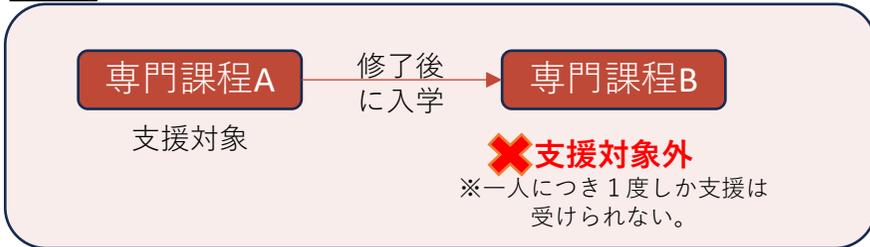
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

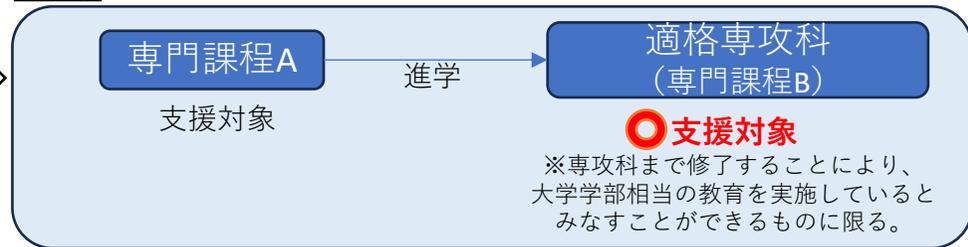
※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

学校教育法一部改正法により改正された大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等の規定により、専攻科のうち大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定めるものについては、「高等教育の修学支援新制度」の対象とすることとした。

改正前



改正後



専攻課程を
専攻科に改組

○ 大学の学部

⇒ **大学の学部**に準ずるものとして文部科学省令で定めるもの【省令事項】
⇒ **大学の学部**に準ずるものとして制度的な担保がなされているものについて対象とすることとし、具体的には、**大学院入学資格が認められるものを対象とすることとする。**（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条関係）

（※）高等専門学校及び短期大学の専攻科について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項（学士の学位の授与に関する規定）に規定する（独）大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（認定専攻科）に限ることとしている。

（参考）改正後の大学等における修学の支援に関する法律<抜粋>

（定義）

第二条

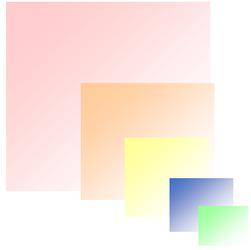
2 この法律において「学生」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部

○ 支援の対象となる月数【政令事項】

⇒ 専攻科については、修業年限に上限の定めがないところ、他の学校種との公平性等を踏まえ、

二十四月を限度として修学支援新制度における支援の対象とする。（大学等における修学の支援に関する法律施行令第3条関係）

※ 現行の高等教育の修学支援新制度における取扱いを踏まえ、その他所要の改正を行う。



4. 全体スケジュール

制度改正改正全体スケジュール(仮)

※調整状況によっては変更の可能性有

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

6月～7月頃メド

8月頃メド～

学教法関係の政省令・
専修学校設置基準等の改正
作業

改正政令
の公布

改正省令
の公布

関係告示
等の公布

改正内容・手続き等の周知

改正法施行（4月1日）、修学支援（適格専攻科向け）開始

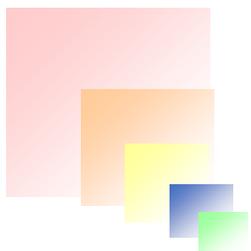
改正法成立

（都道府県）
都道府県における関係規則、
手続等の改正検討

（都道府県）
・関連規則等の改正
・専攻科設置に関する届出対応等
・単位制への変更、専門士、高度専門士の称号付与に伴う学則変更の届出対応等

（専門学校）
授業時数制から単位制への変更等の検討
※必要に応じて学則変更の検討

（専門学校）
・専攻科設置や学則変更等の届出【認可権者宛】
・大学院入学資格の指定申請（適格専攻科）
・学内規定等の改正
・修学支援新制度の対象となるための機関要件の確認を受ける。また、学科に応じ、理工農系支援の対象となるための確認も受ける。



4. その他

経済財政運営と改革の基本方針2025

令和7年6月13日 閣議決定

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び**専門学校**において**アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組む**ほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(4) 先端科学技術の推進

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人材育成の高度化・国際化を始め、大学・高専・**専門学校の機能を強化**する。

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み

令和7年6月3日 就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定

2. 具体的な取組

② リ・スキリングの支援

2) メニューの充実

・厚生労働大臣が指定する講座を受講・修了した際に費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付金について、関係省庁が連携し、資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大に取り組む。具体的には、2026年度から、以下の取組を通じ、文部科学大臣又は経済産業大臣が認定する講座を拡大することを検討する。【厚生労働省、文部科学省、経済産業省】

-大学・専門学校において、就職氷河期世代を含む社会人に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて提供する方向で拡充する。【文部科学省】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

令和7年6月13日 閣議決定

Ⅲ. 投資立国の実現

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

(4) コンテンツ産業活性化戦略の実行

②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進

iv) 将来のクリエイターの育成と次世代のクリエイターのための基盤整備

「クリエイター支援基金」を活用し、大学・**専門学校**等における業界スキルの可視化・標準化のためのカリキュラム作成を進め、グローバルに活躍する高度専門人材を育成・確保するとともに、オープン教材の開発・導入、指導者研修等を全国の大学・**専門学校**等へと展開し、クリエイター、技術職、スタッフなどの職種における中核的専門人材を育成・確保する。

Ⅵ. 人への投資・多様な人材の活躍推

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

専門学校においても、今後の急激な技術変化を踏まえて、教育内容を迅速にアップデートするとともに、アドバンス・エッセンシャルワーカー等を養成するリカレント教育のプログラム開発等を支援する。

科学技術人材の育成については、産学連携の新たな枠組みを構築し、先端技術分野での共同研究を通じた、産業界でも活躍できる優れた研究者や、産業・研究基盤を支える技術者、大学等における研究開発マネジメント人材の育成・確保や、関連制度・システム改革等、人的投資の拡充に向けた取組をパッケージとして一体的に実行する。

大学におけるハラスメント防止に向けて（研修教材の紹介）

経緯

- 学生がハラスメントに悩まされることなく学べる環境は、個々の学生の学びを支える基本的な前提条件であり、教育機関である大学においてハラスメントが生じることはあってはならない。
- 大学においても、学生が安心して就学できる環境を確保することが求められていることから、文部科学省としても、行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備等について、参考としていただきたい事項等を周知してきたところ。
- 大学における課題や優れた対応事例等も踏まえて、今般、**各大学における研修等で活用できるハラスメント防止の啓発のためのコンテンツを作成。**

公表サイトはこちら→



教材内容

① 大学生向け研修動画

主な情報

- ハラスメント対策の必要性
- どのようなことがハラスメントにあたるのか
- ハラスメントに巻き込まれた際の対処法
- 自分が加害者にならないために気を付けること



● ハラスメントに遭ったらどう対応すればいいんだろう？
● そもそも大学でのハラスメントって何があるの？



ハラスメントとは何か示したうえで、そうした場面における考え方の基本や心構えを概括的に紹介。

② 教職員向け研修資料

主な情報

- ハラスメントの定義・類型・要件と大学教員に求められる役割
- 大学でハラスメントが起きる背景
- ハラスメントの具体例（最近のトレンドを含む）
- ハラスメント防止のための心構え・対処方法



● どういった指導がハラスメントになるんだろう？
● 学生との距離が近い中で、どうすればハラスメントを未然に防げる？



ハラスメントの事例や対応のポイント、学生とコミュニケーションをとる際の心構え等について、具体的に紹介。

③ 担当者向け研修資料

主な情報

- ハラスメントの定義、類型、要件と相談窓口の必要性
- ハラスメント相談対応の流れ
- 相談員の役割（①問題の整理、②選択肢提示、③意識決定の援助）
- 相談窓口としての適切な環境構築の方法



● 相談窓口の職員として、ハラスメントに適切な対応をしたい。
● 何に気を付けて相談に対応をすればいい？



ハラスメント対応の流れや相談員の役割等について、具体的に紹介。

④ 管理職向け研修資料

主な情報

- ハラスメントが与える影響・相談対応の流れ
- 組織としてできる体制整備の概要（ルール整備、人員配置、制度構築等）
- ハラスメントが起きにくい組織づくりの方法（研修、情報共有、性的多様性への理解）
- 事案発生時の心構え



● 組織の管理職として、ハラスメントのない学校づくりを行いたい。
● 未然防止とハラスメントが起きた際の対応について意識すべきことは？



ハラスメント対策に向けたシステム構築の方法等について、具体的に紹介。